

2025 年度 第 1 回事故救済制度に関する専門部会

1. 日時：2025 年 8 月 18 日（月）18:00～19:00

2. 場所：三宮研修センター 5 階 505 号室

3. 議題

（1）報告

事故救済制度の実施状況

（2）議題

G P S 端末の損壊・紛失時の補償について

（○：委員 ●：事務局）

【報告】事故救済制度の実施状況

●内容について説明

○事故の件数はそれほど多いわけではなく、高額請求もごく稀である。制度的な裏付けがあることで安心に繋がっていると感じる。また神戸モデルという形で出発したものが、少なくとも兵庫県内ではかなり広がってきた。一方で、全国への広がりはまだまだという印象を受ける。神戸モデルについて他都市から照会を受けているということはないのか。

●診断助成制度も含め、他都市に先駆けて実施しているので、神戸モデルについて他都市から詳しい話を聞きたいと問い合わせがあったり、他都市の議会から視察に来られたりということは頻繁にある。

○みまもりシールと G P S サービスについて、より安心して暮らせる取り組みを進めていただいていると感じる。兵庫県下全域に広がっていった欲しいと思うので、こうした取り組みをしていることをいろいろな所へさらに広めていただきたい。

○今年度は、給付金支給はまだ無いかと思うが、賠償責任保険の支給は何件あるのか。

●支給済は 1 件。例年と比べると少ない状況である。

○制度についての広報の現状について教えて欲しい。

●神戸モデル全体として、駅や区役所等にデジタルサイネージやポスターを用いて広く市民に PR を実施している。今年度も 9 月の認知症月間に集中的に広報を実施予定である。

○ G P S サービス拡充のチラシは誰を対象に配布しているのか。申込書はどこにあるのか。

●神戸モデルの第 2 段階の医療機関で認知症の診断が下りた際、診断助成制度や事故救済制度の資料と一緒に G P S サービスのチラシと申込書も同封している。

【議題】 G P S 端末の損壊・紛失時の補償について

●内容について説明

- 認知症の方はしまい忘れというのが非常に多く、弁償代を支払った後に見つかったというのはよくあるケースだと思うが、その場合の弁償代は返ってくるのかどうか。
- 資料記載の利用者負担となった2件についてはその後見つかったというような状況は聞いていない。事業者の確認が必要だが、弁償代を一度支払ってしまうと事業者も手続きを進めるので弁償代の返還は難しいのではないかと思います。
- 82件の解約に対して紛失が2件というのは非常に少ない印象を受ける。全体ではどの程度貸し出しされたのか、現時点では何件貸し出ししているのか、教えていただきたい。
- 今現在は100件程度を貸し出ししている。累計貸し出し数は424件になる。
- 今の契約だとGPS端末の損壊については補償対象となっているとのことだが、故意の場合も過失の場合いずれも対象になるのか。
- 基本的に故意の場合は対象外になる。過失の場合のみ補償対象である。
- 例えば、認知症の方がこの機械は何だろうと思って触っていて壊してしまうこともあり得るかと思うが、その場合は補償対象にならない可能性があるということか。
- その通りである。実際には個別に事案の詳細を伺った上での判断となる。
- 認知症だからこそ紛失が起こる。そうであれば紛失も補償対象に含めていくべきではないかという発想がある一方、紛失したと言って転売するような悪意に基づく使用も懸念されるところだ。
- 過失の損壊のみを補償対象とする仕組みは非常に合理的に感じる。一方で、紛失については、損壊は不可逆的なものだが、紛失は後から見つかって出てくる可能性がある以上、補償対象とするのは難しいと感じる。またモラルハザードの観点の問題となり得るだろうと感じる。
- GPS端末は、神戸市として貸し出すという形式をとっているのか、それとも事業者のほうで貸し出すというシステムしかないのか。
- GPSサービスは、市が3事業者と委託契約を締結して事業運営している。利用者から申込があれば、利用者とその事業者間での契約となり、現在の事業者はいずれもGPS端末を貸し出す仕組みで運用されている。
- 賠償責任保険について、実際に試算してみないと分からないとは思いますが、仮に紛失も含めた契約となると、どの程度保険料が上がりそうか。
- 現時点では具体的な金額は回答できない。もし、紛失も含めた補償内容に変更したいとご相談を受けた場合は、社内でそもそも紛失の補償が出来るのか否かという判断をおこない、仮に可能だという判断になれば、過去の事例や契約件数等の詳細を伺った上で、具体的に金額を提示させていただくという流れになる。
- 紛失と弁償を繰り返してしまう可能性もあるかと思うので、何か補償や補助があれば助かると感じる。
- 評価されている事故救済制度の中で、貸し出された物の紛失だけ例外的に取り扱われるのは制度として優しくないかもしれないと思うので、うまく整合性が取れた解決策になると良いと感じる。
- やはりすぐ答えが出る議題ではなさそうなので、継続してご検討いただきたい。